

## 矯正医療の現状

行刑施設には、その規模や業務に応じて医務部又は医務課等の組織が設けられ、医師その他の医療関係専門職員が配置されて、施設における医療及び保健衛生関係業務に従事している。

行刑施設における医療体制は、社会の医療の高度化・専門化に対応して充実を図る必要があるため、全国に四つの専門的に医療を行う施設として、八王子医療刑務所、大阪医療刑務所、岡崎医療刑務所及び北九州医療刑務所が設置されているほか、札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、広島刑務所及び福岡刑務所を医療重点施設に指定している。

< 行刑施設における病院及び診療所 >

札幌刑務所、八王子医療刑務所、東京拘置所、大阪医療刑務所及び北九州医療刑務所の5施設は、病院として指定を受けており、その他の施設は、診療所として指定を受けている。

### 1 組織

#### (1) 医療刑務所の例（八王子医療刑務所）

医療部に保健課、医療第一課、医療第二課、医療第三課、看護課を置いている。

#### (2) 医療重点施設の例（府中刑務所）

医務部に保健課、医療第一課、医療第二課を置いている。

#### (3) 特大拘置所の例（東京拘置所）

医務部に保健課、医療第一課、医療第二課を置いている。

#### (4) 一般施設

医務課を置いている。

### 2 医療関係職員

#### (1) 医療関係職員定員

(平成15年4月1日現在)

医師	薬剤師	診療放射線技師	栄養士	看護師	臨床・衛生検査技師	計
226人	35人	20人	18人	252人	16人	567人

#### (2) 施設ごとの医師定員

医療刑務所

八王子医療刑務所	17人
大阪医療刑務所	14人
岡崎医療刑務所	5人
北九州医療刑務所	5人
医療重点施設	
札幌刑務所	6人
宮城刑務所	6人
府中刑務所	10人
名古屋刑務所	10人
広島刑務所	4人
福岡刑務所	7人
特大拘置所	
東京拘置所	11人
大阪拘置所	8人
一般施設	

一般施設の医師の定員は、ほとんどの施設が1名である。

### (3) 医療スタッフについて

薬剤師，診療放射線技師，栄養士，看護師，臨床・衛生検査技師のほとんどは，医療刑務所及び医療重点施設に配置されている。

## 3 常勤医師の勤務状況

全国の行刑施設における常勤医師が1週間当たりの施設における勤務日数は、以下のとおりである。

1週間当たり5日勤務している者が	35人
4日勤務している者が	12人
3日勤務している者が	151人
2日勤務している者が	16人
1日勤務している者が	5人

平成15年3月17日現在（常勤医師219人）

## 4 専門科目別の常勤医師数

全国の行刑施設における専門科目別の常勤医師数は、以下のとおりである。

内 科            1 0 7 人

外 科            7 2 人

精神科           2 9 人

歯 科            7 人

その他            4 人

平成 1 5 年 3 月 1 7 日現在（常勤医師 2 1 9 人）